式場の制限人数を超える場合の対応について(お願い)

野洲川斎苑では、新型コロナウイルス感染症の感染予防措置として、葬祭棟式場の利用人数を式場 1 (大)は 42 人まで、式場 2 (小)は 28 人までに制限しているところですが、式場利用時に上記人数を超える場合につきましては、下記のとおりご対応いただきますようご理解、ご協力お願いいたします。

記

1 式場の制限人数を超える場合の対応方法

一般会葬の皆さまには、式開始前より葬祭棟エントランス(式場入口付近)に別途随時焼香できる場を設けていただき、お焼香終了後、お帰りいただきますようお願い申し上げます。

なお、混乱が起きないよう、新型コロナウイルス感染予防措置であることのご説明や案内表示板などを設置にご協力ください。

※案内表示板の表記例

新型コロナウイルスの感染防止のため、一般会葬の皆さまには式中のご参列をお控えいただき、お焼香のみでのお参りをお願いしております。お焼香を終えられましたら順にお帰りいただきますよう、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申しあげます。